

社会福祉法人 宍粟市社会福祉協議会の 役員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会定款第2条に規定する事業等を行うため、理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員、支部地域福祉推進委員及び委員会の委員等（以下「役員等」という。）に対する報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬の額)

第2条 役員等の報酬は、年額及び日額とし、別表1に定める額とする。

(報酬の支給)

第3条 年額による報酬は役員等に選任された当月分から算定し、3月25日に支給する。任期満了、辞職、失職等によりその職を離れた場合は、当月分までを算定し、翌月25日に支給する。

2 日額による役員等の報酬の支給日は、当該役員等がその職務に従事したときに支給する。ただし、必要に応じ、まとめて支給することができる。

3 報酬は、現金により本人に（死亡により退任した者の報酬にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、業務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、「社会福祉法人宍粟市社会福祉協議会役職員等旅費規程」に定める額とする。

(旅費の支給)

第5条 旅費の支給に関しては、この規程に定めるもののほか、「宍粟市社会福祉協議会役職員等旅費規程」により支給する。

附 則

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年8月9日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年9月4日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月16日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表1 (第2条関係)

(単位:円)

職 名	区 分	額
会 長	年 額	432,000
副 会 長	年 額	108,000
理 事	年 額	64,800
監 事	年 額	64,800
評 議 員	日 額	3,000
評議員選任・解任委員	日 額	3,000
支部地域福祉推進委員	日 額	3,000
各委員会 (理事を除く)	日 額	3,000